

運営指導について

宮城県北部保健福祉事務所高齢者支援班

運営指導において指導が多かった事項

- 感染症対策に関すること
- 業務継続計画（BCP）に関すること
- ケアプランに関すること
- 高齢者虐待防止に関すること
- 事故発生の防止や発生時の対応に関すること

感染症対策に関する指導について

○ 感染症対策に関すること

前提	状況	指導内容
感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催／指針の整備／定期的な研修・訓練の実施が必要	<ul style="list-style-type: none">○委員会の開催していない。○指針を整備していない。○定期的に研修や訓練を実施していない。	<ul style="list-style-type: none">○おおむね6月又は3月に1回以上の頻度で委員会を開催すること。○指針を整備すること。○年1回又は年2回以上の頻度で研修等を開催すること。
(指定訪問介護事業所) (※)の(設備及び備品等)(※)について、衛生的な管理に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none">○オムツ交換時に使い捨てエプロンを使用していない。また、使用した際も利用者ごとにエプロンを替えていない。○手指消毒液容器は使い捨てが望ましいが、やむを得ず詰め替えて使用する時に注ぎ足しの状態であった。○利用者の歯ブラシを他者のものと接触する環境で保管していた。	<ul style="list-style-type: none">○排泄物に触れる時は、使い捨て手袋・エプロンを使用する標準予防策を徹底し、手指衛生を実施すること。また、利用者ごとに手袋・エプロンを替えること。○容器の洗浄、乾燥を行い、使用開始日を明確にすること。○他者の歯ブラシと接触しないように歯ブラシの個別管理を行うこと。

(※) ()内は各種サービス名等が入る。

業務継続計画（BCP）に関する 指導について

○ 業務継続計画（BCP）に関する指導

前提	状況	指導内容（口頭指摘）
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（訪問介護）（※）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じなければならない。	○計画を策定していない ○研修や訓練を実施していない	○計画の策定及び従業員への周知徹底 ○研修及び訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは経過措置期間

（※）（ ）内は各サービス名等が入る。

ケアプランに関する指導について

○ ケアプランに関する指導

前提	状況	指導内容
<p>(指定介護福祉サービスの取扱方針) 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>○作成したケアプランが画一的になっており、個別性が反映されていないものであった。</p> <p>○ケアプランに沿った支援を実施した際に、本人の反応や状況等の結果が記録されておらず、アセスメントが不十分であった。</p> <p>○アセスメントは実施しているが、ケアプランの見直しに反映されていない。</p>	<p>○個別性を重視したケアプランに改めること。本人の生育歴、趣味、どのような生活をしたいかという要望を考慮してケアプランに反映させること。</p> <p>○ケアプランに沿った支援を実施後、本人の反応、状況を観察して記録に残すこと。それをふまえて多職種でアセスメントを十分に行うと共に、ケアプランの見直しを行うこと。</p>

事故防止・発生時の対応に関する 指導について

○ 事故防止に関する指導

前提	状況	指導内容
<p>(居宅系) 利用者に対する指定（訪問介護）（※）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定（訪問介護）（※）事業者が定めておくことが望ましい。</p> <p>(施設系) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p>	<p>○事故防止策の検討や事故防止策を講じた後の効果について評価がされていない</p> <p>○事故発生防止のための定期的な研修会の未実施、実施した際の実施内容記録の未整備</p>	<p>○分析等を通じた事故防止策の検討、その効果について評価、従業員への周知の徹底</p> <p>○年2回以上の定期的な研修会の実施、実施内容記録の整備</p>

(※) () 内は各サービス名等が入る。

○ 事故発生時の対応に関する指導

前提	状況	指導内容
<p>(居宅系) 利用者に対する指定（訪問介護）（※）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定（訪問介護）（※）事業者が定めておくことが望ましい。</p> <p>(施設系) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p>	<p>○事故対応マニュアルの内容が不十分であること</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所の実態と相違した内容になっていた・報告フローに一部関係者が記載されていなかった <p>○事故が発生した際の記録内容が不十分であること</p> <ul style="list-style-type: none">・事故とヒヤリハットの区分が誤っていた・記録から再発防止策を講じていることが確認できない	<p>○事業所の実態に即した内容にすること、報告フローに関係者を漏れなく記載すること</p> <p>○事故とヒヤリハットの適切な区分、事故の原因究明に基づく再発防止策の策定</p>

(※) () 内は各サービス名等が入る。

★事業者における事故報告基準について

【報告を要する事故等】

1. サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故
 - (1) 従事者等の故意又は過失の有無に拘わらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の処置・治療を含む）
 - (2) ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合
 - (3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるもの
2. 食中毒及び感染症等の発生（法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故）
3. 職員の法令違反・不祥事件等（利用者の処遇に影響があるもの）

【報告先】

被保険者の属する保険者（市町村）

※死亡事故の場合は、県にも報告

高齢者虐待防止に関する指導について

○ 高齢者虐待防止に関する指導

前提	状況	指導内容（口頭指摘）
虐待防止のための対策を検討する委員会を開催する／指針を整備する／研修を定期的で開催する／これらの措置を実施するための担当者を置かなければならない。	○委員会の未開催 ○指針の未整備 ○措置を適切に実施するための担当者の未配置	○委員会の開催及び従業員に対する結果の周知徹底 ○委員の役割分担の明確化 ○指針の整備 ○担当者の配置

掲示に関する指導について

○ 掲示に関する指導

前提	状況	指導内容
<ul style="list-style-type: none">・ 指定（訪問介護）（※）事業者は、指定（訪問介護）（※）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者申し込みのサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない（規則第26条）・ 非常災害対策の個別計画・具体的計画の掲示（通所介護のみ規則第76条）・ 苦情処理に係る相談窓口・苦情処理の体制、手順の掲示（条例第14条）	<ul style="list-style-type: none">・ 見やすい場所への掲示がない・ 掲示されている内容に不足・不備がある・ 記載が不明瞭で具体性がない	事業所の見やすい場所に掲示すること。

（※）（）内は各サービス名等が入る。

その他の指導内容について

- 勤務表について
- 運営規程に関する指導について

勤務表に関する指導について

○ 勤務表に関する指導

前提	状況	指導内容
指定（訪問介護）（※）事業者は、利用者に（※）対し適切な指定（訪問介護）を提供できるよう、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに、（訪問介護員等）（※）の勤務の体制を定めておかなければならない	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤非常勤や専従兼務の記載が誤っている。 ・兼務者の勤務時間が正しく記載されていない。 ・常勤換算の計算が誤っている。 	常勤非常勤・専従兼務、兼務者の勤務時間などについて正しく記載すること

【このような記載ミスが多くみられます。】

① ■事業所と▲事業所で1日4時間ずつ管理者をしている場合の■事業所での勤務表
 ×常勤専従で8時間勤務 ○**非常勤専従**で4時間勤務（■事業所内だけの勤務状況で判断する）

② ■事業所で4時間ずつ管理者と生活相談員を兼務している場合の勤務表
 ×各職種、常勤兼務で8時間勤務 ○各職種、**常勤**兼務で4時間勤務（職種ごとに勤務時間を分ける）

同様の不備は指定更新や変更届の勤務表でも複数見受けられるため、勤務表の作成にあたっては注意してください。

（※）（）内は各サービス名等が入る。

運営規程に関する指導について

○ 運営規程に関する指導

前提	状況	指導内容
指定（訪問介護）（※）事業者は、指定（訪問介護）（※）事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。	○高齢者虐待防止措置に関する記載がない。 ○従業員の記載内容が実態と異なっている。	○運営規定に「高齢者虐待防止措置に関する事項」を記載すると共に、変更届を提出すること ○事業所の実態に即した内容にすること

（※）（）内は各サービス名等が入る。

口腔衛生の管理に関する指導について (施設サービスのみ)

○ 口腔衛生の管理に関する指導

前提	状況	指導内容
<p>指定（介護老人保健施設） （※）は、指定（介護老人保健施設）（※）入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない</p>	<p>○入所者の口腔衛生管理体制の計画の実施目標及び留意事項・特記事項が、画一的な記載となっている</p> <p>○口腔衛生管理の未実施</p>	<p>○歯科医師等から年2回以上技術的助言及び指導を受け、それに基づいた入所者の口腔衛生管理体制に係る計画を作成し、計画的な口腔管理を行うこと</p> <p>○施設従業者または歯科医師等による月に1回程度の利用者の口腔の健康状態の評価の実施</p>

（※）（）内は各サービス名等が入る。